



柏市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年12月10日

柏市監査委員	加藤雅美
柏市監査委員	小栗一徳
柏市監査委員	塚本竜太郎
柏市監査委員	山下洋輔

令和 2 年度

監査の結果に関する報告

定 期 監 査

行 政 監 査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

加 藤 雅 美
小 栗 一 徳
塚 本 竜 太 郎
山 下 洋 輔

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査

3 監査の概要

(1) 1次実施分

ア 監査の実施期間

令和2年9月7日から令和2年12月4日まで

イ 監査の対象とした部局

- (ア) 財政部
- (イ) 地域づくり推進部
- (ウ) 市民生活部
- (エ) 保健所
- (オ) こども部
- (カ) 環境部
- (キ) 経済産業部
- (ク) 都市部
- (ケ) 会計課
- (コ) 農業委員会事務局

ウ 監査の対象とした期間

令和2年度分で令和2年8月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については令和元年度以前分を含む。）

(2) 2次実施分

ア 監査の実施期間

令和2年9月7日から令和2年12月4日まで

イ 監査の対象とした部局

- (ア) 総務部
- (イ) 企画部
- (ウ) 保健福祉部
- (エ) 土木部
- (オ) 水道部
- (カ) 消防局
- (キ) 議会事務局
- (ク) 選挙管理委員会事務局
- (ケ) 監査事務局
- (コ) 教育委員会生涯学習部
- (サ) 教育委員会学校教育部

ウ 監査の対象とした期間

令和2年度分で令和2年9月30日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については令和元年度以前分を含む。）

(3) 監査重点項目等

ア 部署ごとのリスク評価

昨年度に引き続きリスク評価を実施し、リスク評価結果を参考資料としてリスクの重要度を勘案した効率的かつ効果的な監査を行う。

イ 内部統制の整備及び運用の効果の確認

内部統制の各統括部門が所管する事務について、昨年度の定期監査で指摘等があった事項が各部署で改善されているかを簿冊等により調査し、内部統制の効果を確認する。

ウ 主要な事務事業の執行状況

令和2年度当初予算案の概要に掲載された主要な事務事業について、進捗状況を確認するとともに、経済性・効率性・有効性の観点から実績確認及び費用対効果を検証する。

エ 新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況

市議会令和2年第1回臨時会及び第2回定例会で補正予算が可決された新型コロナウイルス感染症対策事業について、事務の執行状況及び事業の管理状況を検証する。

オ 過去の監査結果を踏まえた監査

昨年度及びそれ以前の定期監査の結果における指摘事項等をリスクと捉え、それらに対する取組状況についてフォローアップを行う。

(4) 監査手続

ア 監査資料

(ア) 主要な事務事業に関する調

(イ) 新型コロナウイルス対策事業に関する調

(ウ) 事務及び事業の状況調

(エ) 現金等の取扱い状況に関する調

(オ) 予算執行状況調（歳入）

(カ) 予算執行状況調（歳出）

(キ) 特定科目の執行状況調

(ク) 委託事務・事業契約状況調（担当課扱い）

(ケ) 工事請負契約状況調（担当課扱い）

監査の対象部署から、上記の監査資料を提出させて、必要に応じて担当職員の聞き取りを含めて監査を実施した。

イ 簿冊調査及び書面調査

監査の対象部署から、予算執行（収入）、契約、補助金、財産管理、旅費、会計年度任用職員報酬、貸付金、現金管理等事務の関係簿冊を提出させ、必要に応じて担当職員の聞き取りを含めて調査を実施した。

なお、上記以外に、支出予算の執行状況については、令和2年度例月現金出納検査の一環として実施した支出伝票の調査結果を参考とした。

また、学校・保育園・近隣センターにおける現金等の管理状況について、書面等による調査を実施した。

ウ 監査委員質疑

(ア) 1次実施分

令和2年10月12日から同月14日

(イ) 2次実施分

令和2年11月6日，同月9日，同月11日

4 監査の結果

監査は，柏市監査基準に準拠し実施した。その結果，とくに次の事項については，柏市監査等の結果等取扱要領に定める監査の判断基準により指摘事項又は注意事項に該当するものと決定した。

全ての部署において，法令等を遵守した事務を執行しているか，今一度確認され適正な事務の執行に努められたい。

【指摘事項】

指摘事項は，事務の執行において，公金の支出に適正を欠くものや契約事務に適正を欠くもの等の判断基準に基づき決定したものである。

本監査における指摘事項は以下のとおりである。

(1) 会計年度任用職員に係る公金の支出に適正を欠くもの

次の2事案は，本監査において，会計年度任用職員報酬の支給誤りを確認したものである。

本事案について，担当部署では監査で発見されるまで誤りが生じたことに気付いておらず，公金の支出に適正を欠くものと判断し指摘とした。（柏市会計年度任用職員給与等条例，会計年度任用職員採用の手引）

ア 報酬の支給誤りについて

本件は，保健所健康増進課において，事務補助員1名の7月分の報酬を本来47時間分支給すべきところ，0.5時間分多く支給したものの。また，これに伴い次回報酬支給時に過払分を差し引いて支給する必要性が生じた事案である。これは，

担当者の誤認による会計年度任用職員システム（以下「システム」という。）の入力誤りにより発生した。

イ 時間外報酬等の支給誤りについて

本件は、こども部学童保育課及び学校教育部学校施設課において、会計年度任用職員の時間外報酬の支給誤りや休日勤務における報酬の支給誤りが発生した事案である。

学童保育課では、本来1日の勤務時間が7時間45分を超過した場合に割増報酬を支給すべきところ、1日の所定勤務時間が6時間の業務員1名が45分の時間外勤務を行った際に割増報酬を支給していた。時間外・休日勤務命令簿の作成時に記載誤りがあったが、その誤りに気付かずシステムの入力を行ったため発生した。

また、学校施設課では、事務補助員1名が勤務を要しない日に出勤したが週休日勤務の割増報酬を支給しなかった。

会計年度任用職員の制度所管部署である総務部人事課では、会計年度任用職員採用の手引を作成して制度の理解に努め、また、毎月全庁に対して時間外勤務報酬の計算方法及び勤務管理の注意点等について周知を図っている。しかしながら、会計年度任用職員関係事務については、本監査において報酬の支給誤りや休暇取得の確認漏れ等が多数見受けられたところである（【注意事項】「(1)会計年度任用職員関係事務の不適切な処理について」参照）。会計年度任用職員制度の導入初年度ということはあるとしても、報酬の計算や時間外勤務の取扱い等において制度の周知徹底が十分でないと思受けられる。

報酬の計算はシステム化しており、誤りの原因としては記録、入力誤り、確認漏れ、入力を担当する職員の制度に対する理解不足とのことであるが、会計年度任用職員関係事務を行う各部署は、再発防止に向け、チェック体制の強化に努め、適正に報酬を支給するよう万全な体制を整えられたい。

また、人事課においては、システムの操作方法についての周知

や、誤りの発生が多い箇所をまとめて示し、手引等による周知を再度徹底されたい。加えて、人的ミスを極力削減するため、既に一部の職場で導入している出退勤登録の電子化のようにシステム化を進めていくことは、事務の適正管理につながり有効であるので、全庁に対して早期に導入していくことを検討されたい。

総務部人事課

保健所健康増進課

こども部学童保育課

教育委員会学校教育部学校施設課

(2) 契約事務に適正を欠くもの

本件は、学校教育部指導課において、「教師用教科書・副読本及び指導書、児童生徒等の副読本、一般図書」に係る物品購入契約締結時に、見積り合わせ時と異なる単価表を添付し契約したものである。その後、支出手続を行った際に、請求書に不備がある旨会計課からの指摘を受けたため受注者に請求書の訂正を求めたところ、契約書に添付した単価表が見積り合わせ時に決定したのではなく別のものを添付していたことが判明した。そのため、直ちに変更契約を行い正しい単価表を契約書に添付した後、支出を行った事案である。

本来、契約書作成時や契約締結時に市及び受注者双方による文書点検がなされたうえで契約が締結されているはずのものであるが、本事案はその点検作業をおろそかにしたもので、事務に適正を欠いており、遺憾である（柏市財務規則第143条）。

今後は、契約締結時に複数職員で十分に点検を行うなど、適正な契約事務が行われるよう万全の体制を整えられたい。

教育委員会学校教育部指導課

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を速やかに監査委員に報告されたい。

【注意事項】

注意事項は、指摘事項とするには至らないが、事務の執行における基本的な事項として、妥当性に欠け、改善を要するもの及び軽易な又は定型的な誤りで、速やかに改善が可能と判断したもの等（監査執行までに改善されたものを含む）である。

本監査における注意事項は以下のとおりである。

(1) 会計年度任用職員関係事務の不適切な処理について

会計年度任用職員関係事務において、報酬支給額の誤りに伴う追加支給や特別休暇承認請求書の未作成など、不適切な処理が散見された。

以下の事案はいずれも軽易な事務ミスであるが、複数の部署で生じている状況を踏まえれば今後も同様の誤りが発生するリスクは高いと考えられる。会計年度任用職員に関する事務を組織でチェックする体制をとり、再発防止を徹底されたい（柏市会計年度任用職員給与等条例，柏市会計年度任用職員勤務時間等規則，会計年度任用職員採用の手引）。

ア 通勤届の裏面に自宅から勤務地までの通勤経路の略図の添付が漏れていたもの

総務部人事課給与厚生室

保健福祉部福祉政策課，同障害福祉課

水道部総務課

消防局消防職員課

イ 会計年度任用職員システム（以下「システム」という。）への入力誤りや漏れ等が発生し、報酬支給額を誤り、翌月以降に追加支給又は上乗せ支給を行っていたもの

財政部市民税課

地域づくり推進部秘書課

市民生活部沼南支所窓口サービス課

保健所保健予防課

こども部保育運営課

ウ 時間外勤務を行った際に支給する時間外勤務報酬の算定を誤っていたもの

地域づくり推進部地域支援課

保健所生活衛生課動物愛護ふれあいセンター

水道部総務課，同給水課

エ 通勤費を回数券利用料金で計算するところを I C カード利用料金で計算していたもの

地域づくり推進部スポーツ課

保健所地域保健課

オ 特別休暇（忌引）の申請に際して，本人が作成し提出する会計年度任用職員特別休暇承認請求書が未作成だったもの

市民生活部保険年金課

保健所健康増進課

都市部開発事業調整課

カ 雇用保険の資格を喪失していたにもかかわらず，システムへの反映を失念したことから，本人負担分の雇用保険料を誤って報酬から差し引いてしまい，後日返還していたもの

保健所地域保健課

キ 辞令・勤務条件通知書の年次有給休暇の付与日数が誤っていたもの

こども部こども福祉課

ク 運賃が改定されていたにもかかわらず，通勤届に記載の金額が改定前の運賃であったもの

水道部給水課

ケ 年次有給休暇の残日数がなかったにもかかわらず，欠勤扱いとすべき 2 日分を誤って年次有給休暇扱いとして報酬を支給し，後日戻入処理したもの

教育委員会学校教育部指導課

(2) 契約関係事務の不適切な処理について

ア 契約締結後，支出負担行為伺票が起票されていなかったもの

(柏市財務規則第 5 9 条, 第 6 2 条, 第 6 3 条)

総務部人事課給与厚生室

消防局消防団課

教育委員会生涯学習部生涯学習課中央公民館

イ 電算システム等賃貸借(再リース)で、本来4月1日に契約を締結しなければならなかったものを6月10日に契約していたもの(柏市財務規則第143条)

保健福祉部生活支援課

ウ 分娩前新型コロナウイルス感染症検査業務委託において、委託業務施行伺の予定価格が消費税率8%で計算されていたもの

保健所地域保健課

(3) 公印使用に関する不適切な処理について

公印を使用するときは、公印を使用しようとする文書及び決裁文書を管理者に提出し、決裁文書に管理者の検印を受けることになっている(柏市公印規程第8条)。

しかしながら、本監査において以下の事案が見られた。

ア 公印使用検印が漏れていたもの

企画部情報・業務改善課

地域づくり推進部協働推進課, 同地域支援課

保健福祉部地域医療推進課, 同高齢者支援課,

同生活支援課

保健所地域保健課

教育委員会学校教育部学校保健課

イ 公印使用日と公印使用検印の日付が相違していたもの

市民生活部保険年金課

いずれの件についても、公印を使用する際に権限のある管理者がその目的や文書等の確認をしたうえで公印を使用させているのか疑問である。規程の趣旨を踏まえ、全ての部署で公印使用の手順を再確認し、適正に運用されたい。

(4) 複数年契約に係る支出負担行為伺票の起票漏れについて

柏市公共施設予約システム構築委託業務（2年契約）の債務負担行為に係る委託契約2年目の支出負担行為伺票を起票していなかったもの（柏市財務規則第59条，第62条，第63条）

**地域づくり推進部協働推進課，同地域支援課，同スポーツ課
教育委員会生涯学習部生涯学習課中央公民館**

(5) 調定漏れについて

柏市財務規則第29条第1項第3号では，随時の収入で納入の通知を発するものは，その原因の発生したときに調定をしなければならないとされている。本件は，納入通知がなされた後も調定票が起票されていなかった不適切な事案である。平成28年度，平成30年度及び令和元年度に実施した定期監査においても他部署に対し指摘事項や注意事項とした内容であり，調定漏れが発生しないよう十分注意されたい（柏市財務規則第28条，第29条）。

**地域づくり推進部増尾近隣センター，同沼南近隣センター
保健福祉部地域包括支援課
保健所健康増進課
環境部南部クリーンセンター**

(6) 現金取扱簿の記載方法の誤りについて

令和2年4月1日以降の現金取扱簿について，本日締前収入額欄に記載すべき金額を本日締後収入額欄に誤って記載していたもの（柏市財務規則第49条）

市民生活部市民課パスポートセンター

(7) 貸付申請に係る添付書類の不備について

柏市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の貸付けにあたり，規則で定められている貸付申請書添付書類（連帯保証人に係る誓約書）に不備があるにもかかわらず，貸付けが行われていた

もの（柏市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付条例施行規則第4条）

こども部こども福祉課

(8) 切手の保管の不備について

切手の受け入れや使用の際には、切手使用簿に記載し管理するところ、切手使用簿の記載漏れがあり、切手使用簿と実際の有り高に違いが生じていたもの

なお、こども部保育運営課は、令和元年度に実施した定期監査においても同様の注意を受けており、再発防止を徹底されたい。

こども部保育運営課

(9) 旅費支給事務の不適切な処理について

ア 旅費の支給遅延

旅費の支給は、概算払を除き当月分を翌月末日までに支給すると規定されているにもかかわらず、支給が遅れたもの

担当者の失念や認識誤りなど、遅延の理由は様々であるが、担当部署においては確認を徹底されたい（柏市職員旅費支給条例施行規則第6条）。

環境部廃棄物政策課

経済産業部商工振興課

都市部開発事業調整課

消防局火災予防課

教育委員会学校教育部教職員課，同児童生徒課，

同市立柏高等学校

イ 費用弁償の支給誤り

非常勤特別職職員が委員会等に出席する場合で、遠隔の地（柏市，松戸市，流山市，我孫子市及び野田市以外の地域）に在住しており、公共交通機関を利用して費用を負担している場合は限度額の範囲内で費用弁償を支給できるが、支給対象外地域（松戸市）に在住する非常勤特別職職員に費用弁償

を支給し，戻入が生じたもの（柏市非常勤特別職職員の費用弁償基準）

都市部都市計画課

ウ 費用弁償の支給遅延

非常勤特別職職員が委員会等に出席するための費用弁償については，当月分を翌月5日までに支給するとされているが，支給が遅れたもの（柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例第5条）

教育委員会生涯学習部生涯学習課，同文化課

(10) 学校運営費補助金に係る現金の不適切な取扱いについて

学校教育部柏第四小学校において，学校運営費補助金を活用して入学式に飾る植物及びプランターを購入し，6月16日に代金を一時的に教頭が立て替えて払い，9月18日までの約3か月間，専用口座からの現金の引き出しを怠っていたもの

なお，令和元年度の定期監査においても他校で同様の事案が発見されており，そのことを踏まえ学校財務室では全ての小中学校に対し学校運営費補助金の適宜適切な支出について説明を行ったとのことであるが，再び同様の事案が発生してしまったことは遺憾である。

各学校においては，極力個人に立替え等の負担を生じさせることが無いよう現金管理を適切に行うとともに，学校財務室においては，学校で現金を扱わなくても済むような仕組みづくりや学校運営費補助金の支出に関する明確なルールを設ける等により，適切な補助金の取扱いが各学校で徹底されるよう体制を整えられたい。

教育委員会学校教育部学校教育課学校財務室， 同柏第四小学校

(11) 収納金の払込みの遅延について

現金を直接収納したときは，特別の事情がある場合を除くほか，

当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、卒業・成績等証明手数料について、収入伝票と現金取扱簿を確認したところ、窓口収納から約1か月後に金融機関に払い込んでいるなど、払込みの遅延が常習化しているもの（柏市財務規則第36条）

教育委員会学校教育部市立柏高等学校

なお、事務処理上改善すべき軽易な事項等については、監査実施中に口頭により注意、指導を行ったところであるが、その他の事務事業はおおむね適正に執行されているものと認めた。

5 意見

本監査においては、財務に関する事務の執行やその他事務事業の執行の正確性及び合規性に加え、事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。とくに、地方自治法第2条に規定する、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き、事務事業の執行状況について監査を実施した。

本監査の結果から、とくに意見すべきと判断したものを以下に掲げる。

意見を付された所管部署は、上記の趣旨を踏まえ、自らの事務事業について再点検を行い、業務改善につなげられたい。

【監査意見】

(1) マイナンバーカードの普及促進について

本件は、令和元年度決算審査意見書においても同様の趣旨で意見を付したが、引き続き、マイナンバーカード（以下「カード」という。）の普及を促すため意見を付すものである。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として国が推進している。

そのため国は、カードの普及促進策として、令和2年度は、マイナポイント対象となる決済サービスを事前登録しておくことで、キャッシュレス決済時あるいはチャージ時に購入額の25%、最大で5,000円分のポイントを付与する「マイナポイント事業」を実施している。さらに国は、令和3年3月から、カードに健康保険証の機能を持たせることを予定しており、数年先には、運転免許証の機能をカードに組み込むことも検討している。

市の交付状況をみると、国のカード普及促進事業による効果もあり、令和2年度は4月から8月にかけて交付申請枚数が前年度に比べ大幅に増加しているものの、カード交付に必要な専用端末の台数や業務を担う職員数が不足するなどにより、交付申請枚数の増加に対して交付手続が追い付いていない。

マイナンバー制度は社会基盤であり、カードが普及しない限りあらゆる行政事務の効率化に影響する。マイナンバーに関わる業務を市民生活部だけの問題にせず、職員が不足しているのであればまず必要な人員の確保を図り、必要に応じて外部委託を検討すると同時にPRや取得促進業務は他部署が担ったり、マイナンバー集中取扱期間を設けるなど、全庁的な問題と捉えて対策を講じられたい。また、市民はマイナンバー制度の運用による個人情報の漏えい等を懸念しているため、市民の不安を払拭して十分に説明できる施策を国に求め、国の施策に基づき市民に手厚く説明されたい。

企画部情報・業務改善課

市民生活部市民課

(2) 業務委託の発注方法について

本件は、地域づくり推進部地域支援課の近隣センター自家用電気工作物保守管理業務委託（以下「本委託契約」という。）の発注において、随意契約（担当部署による見積り合わせ）により8件契約していることについての意見である。

本委託契約は市内14か所の近隣センターにそれぞれ設置して

いる自家用電気工作物について、電気事業法（以下「法」という。）に基づき保安管理業務を委託しているものである。

そもそも自家用電気工作物の設置者は、法第43条に定める主任技術者を置き自ら保安管理を行わなければならないが、全ての近隣センターにその資格を有する市職員を配置することは困難でありかつ合理的とはいえないことから、電気事業法施行規則第52条及び各設置者の定める保安規定により業務を委託することができることになっており、電気管理事務所等に委託して保安管理を行わせているのが通例となっている。

本監査において同様の事例を確認したところ、市内の小中学校に設置されている自家用電気工作物については、学校教育部学校施設課が委託発注しているが、5～9校ずつまとめて契約課の入札案件としていた。

緊急時の対応を考慮して、地域ごとに分けて発注しているということだが、他部署の事例を踏まえれば、現在の発注方法については再考の余地があるものとする。

契約手続を簡便にするために分割発注して随意契約を行ったとの誤解を第三者に与えないよう、発注者綱紀保持ガイドラインに基づき最適な契約事務について改めて検討し、十分な説明責任を果たされたい。

地域づくり推進部地域支援課

(3) 新型コロナウイルス感染症対策の給付金支給事務に関する事後調査の実施について

本件は、市の給付金について、不正受給防止の観点から支出後の追跡確認を求めるものである。

そもそもひとり親世帯への緊急支援給付金や柏市中小企業支援給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大に際して支援を要する市民へ届けられるべきものである。しかしながら、各種報道でも報じられているとおり、国が実施する持続化給付金において全国で不正受給が発生している状況である。

市が実施する給付金については、支給に際し事前に申請書類等の確認を重ねたとのことであるが、国の給付金における状況に鑑みると、事後的にもサンプル調査等で追跡し確認を行うことの重要性が高まっていると言える。

市が事後確認しているという姿勢を広く示すことで、不正行為の抑止につなげられたい。

こども部こども福祉課

経済産業部商工振興課

(4) 手数料等の納付遅延に対する適切な対応について

本件は、一般廃棄物（ごみ）処理手数料（許可業者分）及び土地貸付料にて発生した滞納について手続の整理を求めるものである。

そもそも柏市財務規則第43条においては、『納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは（中略）納期限後遅滞なく督促状により督促しなければならない。』とされているが、本件については督促の発送時期を定めておらず、発送も行われていなかった。督促状が発送されなければ地方自治法第231条の3第2項及び柏市債権管理条例第7条第1項に規定する延滞金の徴収ができないこととなり、同じく手数料を負担する事業者や、広くは市民に不公平感をもたらすものである。

本件は、地方自治法並びに柏市債権管理条例及び柏市財務規則に明らかに違反しているわけではなく、滞納分の料金についても順次支払われている状態である。しかしながら、今後類似の事案が発生した場合に備え、担当部署においては適切な運用方針を定められたい。また他部署においても、平成29年度柏市包括外部監査の結果報告書において同様の内容の指摘がなされており、滞納時の手続について適切に整理されているか確認されたい。

環境部北部クリーンセンター，同南部クリーンセンター

都市部市街地整備課

(5) 大規模工事の進捗管理と工事費用について

本件は、平成30年度に工事監査の対象として監査を実施し意見を付したものであるが、工事監査時に懸念していたリスクが一部顕在化している状況が見られるため、再度意見を付すものである。

土木部下水道整備課が発注している「大堀川右岸第7号-2雨水幹線工事」について、平成30年度工事監査時点でも計画に対し20%遅延していたが、本監査で確認したところ、その後の施工においてもシールド機のずれなどが新たに発生し、その対応を余儀なくされ、工期延長と工事費用の増額が避けられないとのことである。担当部署の説明では、市議会令和2年第4回定例会において補正予算案を上程するとのことであり、工事費用の増額は工事監査においても懸念された問題であったが、現実のものとなってしまったのは遺憾である。

費用の増額は結果として市民の負担増につながる。工事監査後に担当部署と現場関係者で工期とコスト意識については共有したとのことであったが、改めて確認し、完成に向け努めるとともに、財源を負担している市民に対して説明責任を果たされたい。また、工事施工の適正実施を確保するためにも、積極的な情報収集や検討を行い、これ以上の遅れが生じないように精査されたい。

土木部下水道整備課